平成２６年（フ）第１００９号
堺市南区竹城台４丁２番６―107号
債務者　増田　光枝
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０２２号
堺市南区槇塚台１丁10番29―306号
債務者　萩原　裕子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
岡山県津山市上河原235番地６、前住所岡山県津山市小原554番地３
債務者　中島　悦子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２号
北海道美唄市字美唄1541番地　落合町本町
債務者　森　　定雄
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第４９号
山形県鶴岡市下川字七窪１番地64
債務者　岡田　　登
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第５０号
山形県鶴岡市下川字七窪１番地64
債務者　岡田まゆみ
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第８９号
新潟県妙高市関川町１丁目15番46号
債務者　多田　靖男
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第９３号
新潟県糸魚川市中央２丁目12番22号
債務者　加藤　寛子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第９５号
新潟県上越市佐内町20番13号
債務者　荻原　弘明
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３３１号
愛知県一宮市馬見塚字又木25番地１　サンライズヒオキ102号
債務者　山田　敬美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３３９号
愛知県稲沢市祖父江町上牧宮裏603番地
債務者　稲垣　美佐
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６号
愛知県一宮市萩原町串作字平25番地　サンコーポ平203号
債務者　森山美知子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３号
兵庫県小野市福住町247番地の27
債務者　山本　敏子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１１３号
岡山県津山市押入929番地７
債務者　松山　雄二
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第６２号
福岡県大牟田市大字上内18番地１
債務者　飯干　晋平
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第２９０号
佐賀県鳥栖市西田町255番地　シャルマン弐番館101
債務者　藤島　大騎
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
佐賀市大和町大字久池井1543番地86
債務者　鳥山　生磨
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
佐賀市開成１丁目６番110―12号　県営鍋島団地Ａ10―12号
債務者　大久保良廣
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係